

第2部 子ども・子育て支援事業計画

○子ども・子育て支援法では、事業計画の中で以下の内容を規定しています。

- 1) ・教育・保育提供区域ごとの区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数
 - ・特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数
 - ・その他の教育・保育の量の見込み
 - ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期
- 2) ・教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
 - ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期
- 3) ・子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

第1章 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保方策

<1> 教育・保育提供区域の設定

・本市の教育・保育提供区域の設定については、現在の教育・保育施設の利用状況、教育・保育施設を提供する施設の整備状況、民間幼稚園の送迎バス、保護者の就労状況などにより必ずしも居住地域に近くを希望しているとは限らず、広範囲であると考えられることから、市全体を一つのものとして設定します。

また、「確保方策」の中で、他市町村との広域利用調整については、実績等を踏まえ、計画に記載しました。

【教育・保育提供区域】子ども・子育て支援法第61条第2項第1号より

市が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を勘案して定める区域

<2> 教育・保育の量の見込み及び確保方策

1) 量の見込み

・量の見込みについては、平成24年12月に実施したアンケートから国の基準等により算出した数値について、利用実態等を勘案して決めました。

2) 確保の方策

- ・基準年度（平成29年度）までに、不足数に対して確保するための方策をすすめます。
- ・新制度では、施設など利用を希望する保護者は、利用のための認定を受けることが必要になります。以下の認定区分に応じて、施設・事業の利用先が決まります。

表1 認定区分

認定区分	内容	利用先
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園※、認定こども園
2号認定 満3歳以上・保育認定	満3歳以上で、保育所等での保育が必要な場合	保育所、認定こども園
3号認定 満3歳未満・保育認定	満3歳未満で、保育所等での保育が必要な場合	保育所、認定こども園、地域型保育事業

※幼稚園については、新制度に移行する園と現行制度のまま継続する園があります。

◇1号～3号とは、「子ども・子育て支援法」第19条に規定されている第1号～第3号からの呼び名として使用しています。

○幼稚園

1号認定の子どもに小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設です。

○保育所

保護者の労働や疾病などにより、家庭での保育ができない保護者に代わって2号・3号認定の子どもを養護と保育を提供する定員20人以上の施設です。

○認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、また、地域の子育て支援も行う施設です。

○地域型保育事業

3号認定の子どもを保育する事業で、利用定員が19人以下の施設です。地域型保育事業には、利用定員5人以下の家庭的保育事業、利用定員19人以下の小規模保育事業、一定の数の地域の子どもを預かる事業所内保育事業、乳幼児の居宅で保育する居宅訪問型保育事業があります。

表2 教育・保育の量の見込み及び確保方策

区 分		平成27年度					平成28年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量 の 見 込 み	①市内	748	502	996	280	997	732	490	974	273	971
	②市外	17	11	14	7	11	17	11	14	7	11
	A合計(①+②)	765	513	1,010	287	1,008	749	501	988	280	982
確 保 方 策	③特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育園)	80	20	1,290	235	720	335	185	1,290	235	720
	④特定地域型保育事業(小規模保育等)	0	0	0	14	56	0	0	0	20	103
	⑤広域連携	27	18	14	2	7	27	18	14	2	7
	⑥確認を受けない幼稚園	1,300	0	0	0	0	880	0	0	0	0
	⑦認可外保育施設	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0
	B合計(③+④+⑤+⑥+⑦)	1,407	38	1,304	251	795	1,242	203	1,304	257	830
C 差引 (B-A)		642	▲ 475	294	▲ 36	▲ 213	493	▲ 298	316	▲ 23	▲ 152

<各項目>

- ①「市内」 → 市内に在住し、市内の施設を利用する児童の見込み数
- ②「市外」 → 市外に在住し、市内の施設を利用する児童の見込み数
- ⑤「広域連携」 → 市内に在住し、市外の施設を利用する児童に対する他の市町村の事業計画に位置付けている数
- ⑥「確認を受けない幼稚園」 → 従来型の私学助成を受け運営する幼稚園
- ⑦「認可外保育施設」 → 市からの助成を受けている認可外保育施設

※1号、2号のニーズの過剰部分は、利用定員の削減や3号への移行により減少すると見込まれますが、本表では修正をしていません。

単位:人

平成29年度(目標年度)					平成30年度					平成31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
715	479	952	265	945	698	468	929	259	918	681	457	907	252	892
17	10	14	7	11	17	10	14	7	11	17	10	14	7	11
732	489	966	272	956	715	478	943	266	929	698	467	921	259	903
344	471	1,245	250	806	344	471	1,245	244	779	344	471	1,245	237	753
0	0	0	20	143	0	0	0	20	143	0	0	0	20	143
27	18	14	2	7	26	18	14	2	7	26	18	14	2	7
585	0	0	0	0	585	0	0	0	0	585	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
956	489	1,259	272	956	955	489	1,259	266	929	955	489	1,259	259	903
224	0	293	0	0	240	11	316	0	0	257	22	338	0	0

【対応策】

- ・ 1号認定の子どもについては、幼稚園での教育・保育へのニーズへ引き続き対応していきます。
- ・ 2号認定の子どもについては、幼稚園から認定こども園への移行を勧めながら、必要なニーズに対応していきます。
- ・ 3号認定の子どもについては、保育所における認定人員の拡大を図りつつ、地域型保育事業を充実させ、対応させていきます。
- ・ 他市町村との広域連携については、これまでの実績等を踏まえ、今後も対応していきます。
- ・ 地域型保育事業は、小規模保育事業及び事業所内保育事業で対応していきます。

○本計画の確保策については、少子化の状況や確保施設の状況等により随時見直しをします。

＜3＞教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

(1) 幼稚園及び保育園から認定こども園への移行に対する支援

・各地域の子どもの教育・保育施設等の利用状況等を把握した上で、認定こども園への移行を希望する施設からの相談に対し、地域の実情や希望する移行類型についての助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援し、移行するに当たり、国等の財政支援事業がある場合は、当該事業の活用についても支援します。

(2) 市が行う支援

・保育士、幼稚園教諭又は保育士等による研修等を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めていきます。

・幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針で定められている質の高い教育・保育や多様なニーズへの対応、子育て支援等のサービスに対応できるような研修等を推進します。

(3) 質の高い教育・保育に係る基本的な考え方と推進方策

・乳幼児の教育・保育については、有識者、事業者、保護者代表等による情報交換や研究を推進し、質の高い乳幼児期の教育・保育の提供に努めていきます。

・幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて、子どもの育ちに対する教育・保育を実践します。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方とその推進方法

・教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭・子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の面から推進していきます。

・子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、全ての子ども・子育て家庭に対し、各家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行っていきます。

(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との相互連携

・認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育者事業所相互間で情報を共有し、協力体制を構築するなど、その連携を推進します。

・地域型保育事業を行う者については、子ども・子育て会議の意見等を踏まえ、その必要性を協議し、推進していきます。特に、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業の実施については、十分な検討をしていきます。

(6) 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等の連携の推進方策

・乳幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や豊かな感性、その後の学校教育の基盤を培う大変重要なものであることから、認定こども園、幼稚園及び保育所は、乳幼児期の教育・保育の充実を図るとともに、小学校等と連携し、小学校教育への円滑な接続に努めていきます。